



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第49号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審査指導課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

- (1) 出納員の配置の見直し等に伴う所要の改正（第11条・第13条関係）
- (2) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年2.9パーセントに改めることとした。（第71条関係）
- (3) 履行延期の特約等に係る延納利息を付さないことができる場合を追加することとし、及び延納利息の利率を年2.9パーセントの割合に改めることとした。（第105条の17関係）
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第45号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「隠岐支庁、県民センター、県民センター各事務所（西部県民センター県央事務所を除く。）、保健所（松江保健所、出雲保健所及び県央保健所を除く。）、心と体の相談センター、農林振興センター、農林振興センター各事務所、水産事務所、県土整備事務所、高規格道路事務所及び教育事務所を除く」を「東京事務所、大阪事務所、広島事務所及び警察署に限る」に改める。

第13条第2項中「支庁及び県民センター等（西部県民センター県央事務所を除く。）並びに」を削り、同条第4項中「収納に関する事務（」の次に「総務事務センターの出納員に委任されるもの及び」を、「確認」の次に「及び現金の収納」を加え、同条第5項中「（西部県民センター県央事務所を除く。）」及び「、西部県民センター県央事務所に置かれる出納員は、次に掲げる事務を当該事務所に置かれる収入分任出納員に」を削り、同条第6項中「（」の次に「現金の支払及び」を加え、同条第9項を削る。

第71条第1項中「3.0パーセント」を「2.9パーセント」に改める。

第105条の17第5項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 災害、盗難その他の事故の場合でやむを得ないと認められるとき。

第105条の17第6項中「7.3パーセント」を「2.9パーセント」に、「と知事が」を「と本庁等及び部局長が」に改める。

第105条の22中「第240条第4項第1号から第7号まで」を「第240条第4項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県会計規則第105条の17第6項の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する延納利息について適用し、同日前の期間に対応する延納利息については、なお従前の例による。